

南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、南国市（以下「発注者」という。）が受託者に実施する「南国市事前復興まちづくり計画策定業務委託」（以下「本業務」）について適用する。

(目的)

第2条 本業務は、将来予測される南海トラフ地震の発生により、甚大な被害に見舞われるおそれがある南国市において、被災後の早期復興を実現するために別途策定中の「南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）」を踏まえ、市民が被災後も将来にわたって住み続けられるまちの姿を描いた地区別まちづくり計画などの復興デザインに関する議論を事前に深めるとともに、被災前から実施及び実現できるまちづくり事業の推進につなげていくことで、地域の存続と持続的な発展を可能とする「南国市事前復興まちづくり計画」の策定を目的とする。

(本業務における計画の位置づけ)

第3条 本業務は、南国市総合計画、南国市都市計画マスタープラン及び南国市地域防災計画に即して定めるものとする。また、本市の関連する諸計画とも調整・整合を図るものとする。

(準拠とする法令等)

第4条 本業務は、本仕様書並びに次の各種法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 同施行令、施行規則
- (3) 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省、令和5年7月）
- (4) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画 作成マニュアル
（国土交通省 令和4年6月）
- (5) 高知県事前復興まちづくり計画策定指針（令和4年9月）
- (6) 高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針（令和8年3月）
- (7) その他の関係法令、規程等

(監督職員の指示)

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書及び監督職員の指示に従わなければならない。

(管理技術者等)

第6条 受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の資格及び実績を有する技術者を選任しなければならないほか、各技術者は受託者と雇用関係にあること。なお、各技術者が他契

約の業務と兼務することを妨げるものでないこと。

(1) 管理技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、調査内容に精通し、かつ十分な経験を有する管理技術者を選任しなければならない。管理技術者は、「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」あるいは「RCCM（都市計画及び地方計画）」の資格を有し、かつ過去5年間（令和3年度～令和7年度）に地方公共団体発注の同種業務（※1）または類似業務（※2）を履行した実績を有する者を配置しなければならない。

(2) 照査技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、照査技術者を選任しなければならない。

照査技術者は、「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」あるいは「RCCM（都市計画及び地方計画）」の資格を有する者でなければならない。なお、照査技術者は管理技術者と兼ねることはできないこととする。

(3) 担当技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、担当技術者を選任しなければならない。

担当技術者は、資格は問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。なお、担当技術者は照査技術者と兼ねることはできないこととする。

(※1) 同種業務

自治体での復興又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務。

(※2) 類似業務

総合計画や地域防災計画、立地適正化計画など、自治体での各種計画の策定に関する業務等で、単に計画の更新等に係る業務は含まない。

(提出書類)

第7条 受託者は、本業務の着手にあたり、次に示す書類を速やかに発注者に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 着手届

(2) 管理技術者及び照査技術者並びに担当技術者通知書（経歴書添付）

(3) 業務実施計画書

(4) その他発注者が指示するもの

(打合せ)

第8条 受託者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しなければならない。

2 受託者は、打合せ後速やかに業務打合せ協議簿を作成し、発注者の承認を受け提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受託者は、本業務を実施するにあたり安全に留意しなければならない。また、関係法令を遵守し、常に善良なる処理を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 本業務の遂行中に受託者の責により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は全て受託者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(貸与資料)

第11条 発注者は、本業務に必要な関係資料を所定の手続きにより、受託者に貸与するものとする。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

- 2 特に、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、適正に取扱うものとする。

(完了)

第13条 受託者は、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査をもって業務の完了とする

- 2 受託者は、委託業務を完了したときは、業務完了届を提出し、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、検査に際しては、成果品その他の関係資料を整えておくものとする。

(帰属)

第14条 本業務における成果は、すべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

(瑕疵の担保)

第15条 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかな訂正補足、その他必要な措置をとらなければならない。

(業務カルテの登録)

第16条 受託者は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、業務完了時の業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請を行うものとする。

(疑義の解釈)

第17条 受託者は、本仕様書に定めている事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

- 2 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議するものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第18条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

【令和8年度業務】

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 地区別の現状・課題分析
- (4) 復興まちづくり目標の検討
- (5) 復興まちづくり実施方針(案)の検討
- (6) 地区別復興まちづくり計画(骨子案)の作成
- (7) 南国市事前復興まちづくり計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)の運営支援
- (8) 地域の多様なメンバーが参画した地域検討会支援
- (9) 業務報告書の作成
- (10) 打合せ協議

【令和9年度業務】

- (1) 地域の多様なメンバーが参画した地域検討会支援
- (2) 地区別事前復興まちづくり計画(素案)の作成
- (3) 南国市事前復興まちづくり計画(素案)の作成
- (4) 委員会の運営支援
- (5) 南国市事前復興まちづくり計画の策定
- (6) 業務報告書の作成
- (7) 打合せ協議

第3章 業務内容

【令和8年度】

(計画準備)

第19条 受託者は、業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針や体制、工程等をまとめた業務計画書を作成・提出する。

(資料収集整理)

第20条 受託者は、本業務遂行に必要な資料を借用リスト等に取りまとめ、収集、整理をするものとする。

(地区別の現状・課題分析)

第21条 受託者は、「南国市事前復興まちづくり計画策定基本方針(案)」で整理した市全体の現状・課題を踏まえ、対象地区ごとに人口、面積、地形、土地利用などの地区の概況を

整理する。また、人口、土地利用、基盤整備状況、法規制の状況、産業、歴史・文化等の都市・地域情報と各種ハザード情報を重ね合わせることで、まちづくりにおける問題ならびに課題を分析・整理する。

【予定対象地区】 稲生地区・三和地区・十市地区・前浜地区・日章地区

※南国市事前復興まちづくり計画策定基本方針（案）において選定するもの

（復興まちづくり目標の検討）

第22条 受託者は、地区別の現状・課題や上位関連計画を踏まえ、復興整備事業や地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業等の実施によって実現しようとする地域の将来像を想定し、復興に取り組む際の柱となる目標やその実現に向けた基本的な考え方、将来都市構造を整理、検討する。

（復興まちづくり実施方針（案）の検討）

第23条 受託者は、前条の復興まちづくり目標を実現するため、以下について整理、検討する。

（１）復興パターンの検討

前条までを踏まえ、地区ごとの復興整備の方向性を復興パターンとして検討し、復興まちづくりの方針図を作成する。

（２）復興整備事業とその効果を増大させるために必要な事業の検討

復興パターンに応じた復興まちづくりを進めるために活用できる各種復興整備事業を検討し、そのメリット・デメリットを整理する。また、地域の実情に応じて、復興整備事業以外の施設整備、良好な居住環境の形成、被災者支援、中小企業や商工団体等の再建支援等のための事業も検討する。

（３）復興まちづくり実施方針の検討

復興パターン等の検討結果を踏まえ、復興まちづくりの目標を実現するための土地利用、道路交通、公園・緑地、防災等にかかる復興まちづくり実施方針を検討する。

（地区別復興まちづくり計画（骨子案）の作成）

第24条 受託者は、前条までの検討結果を基に地区別の事前復興まちづくり計画の概要を骨子案として取りまとめる。なお、本骨子案は南国市事前復興まちづくり計画を策定するに当たり、委員会に諮るものとする。

（委員会の運営支援）

第25条 受託者は、地区別事前復興まちづくり計画（骨子案）を委員会に諮るに当たり、会議の運営支援を行う。会議の開催は１回とし、業務は会議資料の作成、計画への意見の反映とする。

（地域の多様なメンバーが参画した地域検討会支援）

第26条 受託者は、前条までにより、作成した地区別事前復興まちづくり計画（骨子案）を基に、地域の多様なメンバーが参画した地域検討会を開催するため、以下の業務を行う。
整理した地域の課題や復興パターンなど行政の方針や考え方を住民に伝え浸透させ

た上で、地域住民が主体性を持って計画を作り上げた実感できるものとするための検討協議とすること。なお、各地区の計画作成は同時進行で行うものとして、地域検討会は5地区×2回を想定し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 資料の作成

地域検討会で配布・使用する資料を作成する。

(2) 運営支援（各地区ともに1回目は不要とする）

地域検討会においてワークショップ及びファシリテーションを行い、地域の理解と合意形成につなげる。

(3) 意見整理（各地区ともに1回目は不要とする）

地域検討会での意見を整理し、とりまとめて委員会に諮る資料を作成する。

（業務報告書の作成）

第27条 受託者は、令和8年度の検討結果をとりまとめ、中間報告書を作成するものとする。

（打合せ協議）

第28条 打合せ協議は、原則、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回とする。受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、手戻りの生じないように監督職員と緊密な連絡を保つものとする。また、打合せ事項についてはその都度、業務打合せ記録簿を発注者に提出し、承認を得るものとする。

【令和9年度】

（地域の多様なメンバーが参画した地域検討会支援）

第29条 受託者は、第26条に規定する業務に引き続き、地域の多様なメンバーが参画した地域検討会を開催するため、以下の業務を行う。

整理した地域の課題や復興パターンなど行政の方針や考え方を住民に伝え浸透させた上で、地域住民が主体性を持って計画を作り上げた実感できるものとするための検討協議とすること。なお、各地区の計画作成は同時進行で行うものとして、地域検討会は5地区×1回を想定し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 資料の作成

地域検討会で配布・使用する資料を作成する。

(2) 運営支援

地域検討会においてワークショップ及びファシリテーションを行い、地域の理解と合意形成につなげる。

(3) 意見整理

地域検討会での意見を整理し、とりまとめて委員会に諮る資料を作成する。

（地区別事前復興まちづくり計画（素案）の作成）

第30条 受託者は、前条までの結果を踏まえ、地区別事前復興まちづくり計画（骨子案）の内容を適宜更新し、住民意見を反映した地区別事前復興まちづくり計画（素案）を作成する。作成に当たっては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第10条に規定する内容に則したものとすること。

（南国市事前復興まちづくり計画（素案）の作成）

第31条 受託者は、南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）と地区別事前復興まちづくり計画（素案）を整理、とりまとめて、南国市事前復興まちづくり計画を作成する。

（委員会の運営支援）

第32条 受託者は、第28条及び第29条それぞれの計画について、委員会に諮るに当たり、会議の運営支援を行う。会議の開催は3回程度とし、業務は会議資料の作成、計画への意見の反映とする。

（南国市事前復興まちづくり計画の策定）

第33条 受託者は、事前復興まちづくり計画をとりまとめ、策定する。計画策定にあたっては、市民向けにわかりやすい図表やイラストなどを活用する。

（業務報告書の作成）

第34条 受託者は、本業務全体のとりまとめを行い、業務報告書を提出するものとする。

（打合せ協議）

第35条 打合せ協議は、原則、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回とする。受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、手戻りの生じないように監督職員と緊密な連絡を保つものとする。また、打合せ事項についてはその都度、業務打合せ記録簿を発注者に提出し、承認を得るものとする。

第4章 成果品

（成果品）

第36条 本業務の成果品は次のとおりとする。

【令和8年度】

- （1） 業務報告書【中間報告】（Word形式） 1式
- （2） 地区別事前復興まちづくり計画（骨子案）（PDF・Word形式） 1式
- （3） その他発注者が必要と認めるもの 1式

【令和9年度】

- （1） 業務報告書（Word形式） 1式
- （2） 南国市事前復興まちづくり計画（PDF・Word形式） 1式
- （3） その他発注者が必要と認めるもの 1式

（納入場所）

第37条 成果品の納入場所は、南国市都市整備課とする。

(納期)

第38条 本業務に係る成果品の納期は、以下のとおりとする。

令和8年度：令和9年3月24日（水）

令和9年度：令和10年3月24日（金）